

茨城県青少年の健全育成等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第13条 この章及び第5章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 特定器具等 性的感情を刺激し、又は人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼすおそれのある刃物その他の器具、<u>玩具</u> 又はその他の物品をいう。</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>第14条～第34条 (略)</p> <p>(みだらな性行為等の禁止)</p> <p>第35条 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつ行為をしてはならない。</p> <p>2 何人も、青少年にわいせつ行為をさせてはならない。</p> <p>3 何人も、青少年に第1項の行為を教え、又は見せてはならない。</p> <p><u>(児童ポルノ等の提供の求めの禁止)</u></p> <p><u>第35条の2 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるも</u></p>	<p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第13条 この章及び第5章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 特定器具等 性的感情を刺激し、又は人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼすおそれのある刃物その他の器具、<u>がん具</u> 又はその他の物品をいう。</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>第14条～第34条 (略)</p> <p>(みだらな性行為等の禁止)</p> <p>第35条 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつ行為をしてはならない。</p> <p>2 何人も、青少年にわいせつ行為をさせてはならない。</p> <p>3 何人も、青少年に第1項の行為を教え、又は見せてはならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>

のをいう。)その他の記録をいう。第46条第5項第9号において同じ。)
の提供を求めてはならない。

第36条～第45条 (略)

第46条 1～4 (略)

- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
- (1) 第16条第3項の規定に違反した者
 - (2) 第17条第3項の規定による命令に従わなかった者
 - (3) 第18条第3項の規定に違反した者
 - (4) 第20条第1項、第2項又は第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (5) 第21条第2項の規定に違反した者
 - (6) 第32条の規定に違反した者(前項第2号に該当する者を除く。)
 - (7) 第33条第2項の規定に違反した者
 - (8) 第34条第1項の規定に違反した者
 - (9) 第35条の2の規定に違反して次に掲げる行為のいずれかをした者
ア 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為
イ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為
 - (10) 第37条の規定に違反した者

第47条及び第48条 (略)

第36条～第45条 (略)

第46条 1～4 (略)

- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
- (1) 第16条第3項の規定に違反した者
 - (2) 第17条第3項の規定による命令に従わなかった者
 - (3) 第18条第3項の規定に違反した者
 - (4) 第20条第1項、第2項又は第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (5) 第21条第2項の規定に違反した者
 - (6) 第32条の規定に違反した者(前項第2号に該当する者を除く。)
 - (7) 第33条第2項の規定に違反した者
 - (8) 第34条第1項の規定に違反した者
- (新設)
- (9) 第37条の規定に違反した者

第47条及び第48条 (略)